

東南部仏印

15 以南の印度支那の兵力配置の概略は、九月始め、南方軍總司令
部及其の直轄部隊（同一地に在る諸部隊を含む、以下同じ）三一七三
名、才三十八軍西貢司令所其他一三七五六名、才二師団一五二三二名
は西貢附近に、才五十五師団八六二名及才五飛行師団一七二六二名
は、ブノムベンに位置し其の金兵力五四二八五名と称せられた。

西貢を中心とする越南軍（統一運動を目的とする越盟党員を主体とす
る）は、終戦以来反仏態度を明らかにし、九月二日 及 二十一日頃、
衝突事件を惹起するに至つたが、此の反仏思想は、自然、反連合軍イ
ズムとなり、爾後、日本軍にも微妙に反映し、連合軍の指示命令によ
り治安維持上同軍の行動を抑制する日本軍に対しては漸次面目があら
な感情を醸成するに至つたものの如くである。

連合軍に於ては、英 80D 長ダレーレー少将を以て、西貢管理委員長に任
じ、南方軍に對し、ボツダム宣言に基き、マントバツチン將軍の命令

並 其の實行證書に當らしめ、又、才二十師團主力を以て、
英代理トウーントン准将（歩兵旅團長）の統率下に、南部仏印地区日本
軍の武装解除 並 終戦処理に當らしめた。

尚、仏軍は、元の仏印軍で明号作戦の際戦争に依り俘虜となつた者の
中から選抜養成せられたものの他、一部本国より急遽増派せられたも
のを合むて居た。

九月七日、グレイシー少将は、別紙才（略）の如く、指令書才一号を
以て、八月二十七日に於けるランダン協定に基き、西貢・シヨロンよ
りする日本軍の撤退 並 撤退後の集結、同地域に於ける殘留兵力、
運輸、武装解除、食糧其他の使用、通信、仏官吏の復職、其他を命令
したが、右撤退に關し、南方軍總司令部以下各高等司令部、衛生機關
及 之等に必要なる最少人員 は、何れも殘置することを得るものと
せられた。

我方は南部印度支那軍司令部に西大条中将を任命したが、兵力移動に
ついて、同日、西貢・シヨロンより撤退せる日本軍主力を、最寄りの

ビエンホア・ライタイユ・タナン・ベリヤ 其他に集結すべき旨回答した。

南部仏印諸部隊の降伏式は、西貢に於て九月二十五日行われたが武装解除については、右記九月七日附の命令により、刀剣・小銃・拳銃等の携帯兵器は別命ある迄使用を許され、其他の戦車・火砲重火器等は、日本軍自らの手により所命の地点に整備する如くせられた。

此地区の海軍將兵は約八〇〇〇で、又邦人は当初約二五〇〇内外であったが、爾後西方から転進者等が漸増するに至つた。

0702

~~1193~~

参考 南印度支那軍状況報告（昭和二十一年五月） 其一

目次

一、	軍紀風紀	一	頁
二、	逃亡兵	一	頁
三、	帰還輸送	一	頁
四、	労務及警備	三	頁
五、	給養並給与	四	頁
六、	居住	四	頁
七、	戦犯関係	五	頁
八、	希望	五	頁
一、	本土帰還	六	頁
二、	離隊者救出について	七	頁
三、	戦態関係	八	頁

其二

0703

~~1194~~

一	一
二	〇
廣	廣

~~SECRET~~

状 況 報 告

其 一 (昭和二十一年五月)

一、軍紀風紀

一時、一部隊内においては、労務の増大長期化・帰還遅延等を懸念し、軍紀上の問題発生の兆が現れようとしたが、最近帰還輸送が開始されて志気昂揚し、労務を厭う気分も一掃せられ、軍紀は概ね厳正に維持されている。今後共皇軍の真姿顕現に努め、有終の美をなすよう努力中である。

二、逃亡兵

当軍逃亡兵の数は八四四名に達したが、帰還輸送の開始並に連合軍との協力による積極的帰投勧告及び救済の効が現われ、逐次帰投する者が続出し、四月十三日現在一八六名に達し、今後共逐次増加するものと予想せられるに至つた。

三、帰還輸送

連軍司令部並に連合軍の尽力により、当地区の帰還輸送は予想

0705

~~1106~~

外に早く開始せられ、入寓に及ぶ将兵の一同希望に燃え終戦二業務に邁進している。

現在迄にサイゴンを出港したのは次の通りで、今後とも逐次入港の報を得ている。

○ 早 崎 四月七日出港

陸軍炭坑労務者 四五九名

復員補助班 八五名

連合軍指定者 五五名

計 五四九名

○ 鹿 島 四月十二日出港

陸 軍 一、一一八名

海 軍 一、五八二名

邦 人

計 二、七〇〇名

尚次期入港を予想し、逐次乗船集会所に集結し、検査検問を受

けている。

2 乗船地はサイゴン及びサンジャックで、乗船のための相互兵力移動は実施せず、それぞれ通船を配当することとしている。

3 帰還輸送については、近藤中将の統制を受け、陸軍としては、連合軍の指示に基く外、邦人・軍属等を優先帰還させ、兵団の一般帰還順位としては、勇・高・壮・疾の順とし、軍直部隊はその間に適宜挿入するよう定めている。

4 サイゴンではヘトロスキー・キャンプ（収容力約四五〇〇名）、サンジャックでは飛行場―ラクジャ間に乗船集会所を新設（収容力七五〇〇名）し、乗船部隊の集合待機所としている。

四、労務及び警備

サイゴンにおける労務は未だ大なる変化なく、總兵力五、七〇〇名・兵働二、六〇〇名で、帰還に伴う補充は集結地（主として壮兵團）から実施の予定である。労務は五月中継続の見込である。

サイゴン操縦地区警備に雇っているのは、高兵團の雇上太隊（七

六三名）。フート地区隊（四九五名）及びサイゴン飛行場である。

舊備が長期に及ぶので、目下逐次交代を実施中である。

ダラット部隊は三月二十六日、ナトラン部隊は四月一日、スアンロツク部隊は四月七日、悉皆撤退し、これで離地部隊は皆無となった。

五、給養並給与

二月二十二日以降、降伏者定量により、重労働者は五割増の給養を実施中であるが、現地自活の促進等により著しい変化なく、現在の状態を以て推移すれば、帰還時健全な身体を保持し得る見込である。最近現金の交付を一切停止せられ、總て現品支給に決定せられた。

六、居住

集結地の居住施設は、サンジャックを除いて概ね落付いたが、サンジャック地区は既設家屋の明渡し要求に基く新建築及び乗船集合所建築に全力を傾注しているが、一部は露営の止むなき状態である。四月末には概ね落付くものと判している。

0708

七、戦犯関係

戦犯関係は英軍の調査は完了して、目下仏軍に移っているが、その他の大なる進展を見ていない。

帰還迄には全部終了するように努力中である。

八、希望

帰還輸は努めて短期間に終了するように御配慮をお願いしたい。長期に及ぶ時は志氣弛緩し、徒に優先を競うて軍紀上の問題を惹起する虞れがある。

0709

~~1200~~

状 況 報 告 其 二

(昭和二十一年五月)

南部印度支那軍の状況に関しては、先般当地到着の小島大佐に托し、書類を以て報告したが、その後の状況を追加報告する。

一、本土帰還

／ 本土帰還輸送は總司令官閣下の御尽力によつて予想以上に進捗し、五月五日迄に四九、三二三名が帰還し、残部一八、三九六名は五月十日迄には概ね完了の見込である。

2 一般邦人は、リパティ一隻に全員乗船し、朝鮮・台湾出身軍人軍属・一般居留民もそれぞれ一隻に収容し、朝鮮及び台湾に直航した。

3 軍としては先ずサンジャツク地区人員を全部還送した後、軍司令部その他の機関はサイゴンから乗船帰還する予定である。

その場合にも、職関係者・諸調査未了者及び帰還船舶に対する補給連絡のため、海軍司令部の一部は残置する予定である。

0710

1201

離隊者の検疫に関しては、内地の状況に鑑み、英軍の嚴格を要求もあり、萬遺憾のないことを期している。

二、離隊者救出について

離隊逃亡者の救出については最も留意しているところであつて、四月迄最後の処置として、逃亡者の集結していると判断せられる所に、約二百名の搜索隊を派遣し、救出に努力中であつて、五月三日その行動を終了し撤収した。その結果救出者九名を得たのは幸であつたが、その際越盟の背叛行動によつて岡村大尉が戦死し、二十六名の行方不明者（越盟拉致）を生じたのは最も遺憾なことであつた。仏軍と協力し屍体を収容すると共に行方不明者の帰投対策に努力中である。

五月二日現在による逃亡・離隊者等の概況は、逃亡四六名、行方不明一六六であるが、離隊者数（死亡確認を含む）は逃亡より一八六、行方不明より三七名であつた。

尚仏側により戦斗に於て射殺された安南側の死体中日本逃亡兵と

推定されるものが七六名あり、又、北部仏印に逃亡したものが相当ある模様である。一方、泰・ビルマより民情の比較的良好な此の地区に流入した者も相当ある見込である。

三、戦犯関係

／ 仏側の調査要領

仏当局の戦犯調査は、大別して政治問題（三月九日―終戦時迄及び終戦後の騒擾等）、経済問題、一般的（俘虜・殺人等）問題に大別し調査を進めている。

イ 政治問題については、未だ本格的の調査がないのでその内容は判明しないが、三月九日事件等が主要なものようである。三月九日事件その他政治問題については、北仏印・昭南に係主脳者が移動しているもので、問題の核心に触れ仏側を了解させることは至難と思う。

ロ 経済方面については、三月九日以降仏側工場を管理下において、各般に及ぼした損害賠償・仏人の対日協力等に関して調

査している。

本件関係者は近く解放の上帰国できるものが多いであろう。

商社関係者約二〇〇名が足止めされているが、商社資産の整理並に本件に関するものの大部分については、特に憂慮すべき点は少ないものと思う。

一般的問題については、クラチエ仏人殺害事件を除き、憲兵・俘虜収容所関係並にこれが使用部隊の殴打・給養等を問題として取上げている。

その他一般人からの告訴に基づくゴム園・工場等の損害賠償が大部分を占めている。

本件に関する足止め人数が最も多く、約三〇〇名であるが、十六度以南に現存するものは五〇名程度で、大部分は取調の結果釈放されるであろう。

仏側戦犯裁判

仏当事者の言によれば、政治問題は東京で、憲兵以下一般的問

九

0713 1204

題に属するものはサイゴンで実施するように決定した模様である。裁判の機構は英軍のものと同様で、証人・弁護人等も許可するものと解している。

3 戦犯関係残留者対策

軍司令部の帰還が近いので、戦犯関係残留者の萬端の世話をすするため、参謀長を長とする一機関を残置し、容疑者の黑白決定時迄各般の連絡並に世話をするように計画を進めている。

残置機関の編成は、高級将校1大佐1、同副任1中佐1、其他将校3、准士官1、下士官6、兵11、軍属2、一般人8、計三三名である。

四、後方一般について

兵器

イ ダラット・ナトラン隔地部部の装備兵器及び各部隊の自衛用兵器は、逐次返納中で返納完了時機は五月五日の予定である。

ロ 五月一日現在の日本軍保有自動車数は約八五〇輛で、概ね五

月七日頃仏軍に引渡す手廻である。

尚殘置司令部のため約一〇台の自動車を裝備される筈。

自動車燃料は、三月以来英仏側から月約一、三〇〇本の補給を受け、概ね需要を充足することができた。

2 糧 秣

イ 主食の保有量は四月末現在で約一萬屯以上で、各師団野戰倉庫及び貨物廠倉庫で仏側に申送る通りに処置中である。

ロ その他の調味品も相当量の余剰を生じ、主食と概ね同一の処置を講じている。

ハ 内地帰還船に対する生鮮食料の補給は、相当潤沢に認可せられ、各船に支障なく積載している。

3 衣 料

被服は早期帰還者及び患者に概ね支障なく支給し、仏側に申送るべき残量は僅少である。

4 衛 生

イ 健康状況は一般に概ね良好である。

ロ 帰還者に対しては検診、検便、種痘、コレラ・ペスト・チブス等三種混合予防接種を完全に実施している。

ハ 入院患者中サイゴン地区の五一五名は、五月一日リバティ46号を患者輸送船に仕立てて還送した。

サンジャク地区の入院患者約二、〇〇〇名は葛城により、又サイゴン地区の残余の約一四〇名の入院患者は最近便で還送せらるる筈。

ニ 日本人間に急性伝染病並に激烈なる伝染病はない。

ホ 帰還部隊には船内救護用として、航海間所要の概ね三週間分の各種衛生材料を携行させてある。

ヘ 防疫衛生材料は各地区毎に現地連合軍に引継実施中で、五月上旬完了の予定である。

五、希望及び意見

左記事項について、艦軍から英軍に申請せられ度い。

一二

0716

—1207—

イ 仏側の実施している戦犯調査を促進されたいこと。

ロ サイゴンに設置する司令部の一部機関及び戦犯調査の結果犯罪事実のないものを合せ、少くも二箇月以内に内地に帰還せしめられたいこと。

ハ 仏日兩國將來のため、又日本内地の窮状に鑑み、成し得る限り道義的同情を以て、各般に亘り寛大に取扱われたいこと。

ニ 個個人的性格・私憤等により虐待行為による犯罪に対しては、嚴重処断せらるることは当然であるが、右以外のもので単に憲兵隊或は俘虜收容所等に勤務した故をもつて無実のもの（例えば補助憲兵等）を永く監禁し置くようなことのないように、速急に措置せられたいこと。

ホ 馬奈木中將に対して英軍から弁護の手を差伸ばされたいこと。
ヘ 英軍主力の撤退後、仏側の日本側に対する措置は往々公正妥協を欠くと思われ、点が少くない。即ち感情的に或は三月九日事件の報復的に或は弱い者を殊更に虐めようとするような傾向

がないでもない。

サイゴンの英軍関係者は右の諸点に配慮せられて、適宜仏側を指導せられたいこと。

昭和二十一年五月五日

南部印度支那軍司令官 西大条

附

0718

~~1203~~

参考 薩摩度支那状況報告（昭和二十一年十一月十六日）

目次

一、在キヤムプ人員	一頁
二、永住許可者	三頁
三、刑務所入所者の状況	三頁
四、軍事裁判の概況	四頁
五、逃亡兵捕獲工作	六頁
六、労働	七頁
七、キヤンプ生活	七頁
八、帰還船の回送	九頁

0719

~~1230~~

南部仏郎殘留司令部一同は軍首脳部の御意図を体し、仏軍側と密に連絡しつつ戦犯者及び足止者のため努力しつつある。上司に於かれては、既に御開及びのことと存するも、当地における日本人管理に関する體体的業務は、仏軍の「日本軍管理部」が之を担当しているが、部長ビワクセラ少佐以下の職員は、悉く良く日本人の真情を理解し、進正且温情ある取扱振りであるのは、吾人の幸福とするところである。以下当方の概況と若干の希望事項を申上げる。

一、在キャンプ人員（佐官以上の姓名を附記する。以下同じ）
殘留司令部
軍（一六） 邦（六）

（斎藤中佐）

右は仏軍の命令に基く人数であるが、実際には、仏軍諒解の下にキャンプ内の適任者を集めて司令部業務を行つてゐる。

2 戦犯足止

軍（一三） 邦（八）

（幸道大佐・天野中佐・大江少佐・斎藤少佐・河野總領事）

0720

—1201—

3	軍事裁判政府委員是止	軍(九三)	
4	幸道大佐依頼による証人世話人	軍(一八)	
	(木下大佐(目下チーホア)・岸本中佐・天員少佐)		
5	チーホア刑務所仮釈放者	軍(一三)	
6	病院勤務員	軍(七)	邦(二)
7	患者	軍(二五)	邦(三)
	(醍醐司政官)		
8	帰投者・帰隊者	軍(一九)	邦(二)
9	乗船待機者		
	(杉本中佐・朝長少佐・小林主計少佐・高倉領事)		
10	その他(通訳家族)		邦(二)
	合計	軍(二一〇)	邦(二八)

右の外、朝鮮人二、台湾人一五を仏軍命令によつて暫定的に収容している。

0721

~~1213~~

二、永住許可者

サイゴン

二一、

ブノンベン

三、

計 二四

何れも邦人で、キャンプ外にいる。

三、刑務所入所者の状況

中央・チーホア両所共、給養・保健状態については憂慮すべきところはない。

入所者で入院を要するものは、キャンプ内病院に収容している。

中央刑務所には審理中の者及び判決後の服役者を収容しているが、これらに対する面会は仏軍の許可を得て行うことができる。

両刑務所共、キャンプ人員と同量の煙草・乾菓子を差入れている。

中央刑務所は仏側の給養で、チーホア刑務所は日本軍のものを以て給養している。

去る十月三十日チーホア刑務所で、才三十七師団歩兵才二二五聯

0722

1213

憲兵大隊長小寺次郎平少佐が、又、十一月十五日同刑務所内で
憲兵分隊長山野泰典憲兵大尉が何れも自決した。
二二

四、当地の軍事裁判の概況

1、公判終了のもの

一〇月七日

六名

一〇月二一日

四名

2、公判予定のもの

一一月一八日

原 憲兵少佐外 二六名

一二月二三日

小林憲兵大尉外 四名

新聞によれば、明年一月には馬奈木中將・養田総領事に対する
公判及びサイゴン憲兵隊員（富田少佐以下約四十名）に対する公
判が開廷の予定であると。

3、審理未了のもの

中央刑務所に

0723

1214

馬奈木中将以下二四名、一二件

(増田大佐・藤原大佐・神山建技中佐)

チーホア刑務所に

恒吉大佐以下一一七名

(鎌田大佐・木下大佐・石田中佐・村井少佐・遠藤少佐・伊

得少佐・富田憲兵少佐・養田總領事・戸田領事)

外人弁護士

日本人弁護士は許可せられているが、該当者がない。それで多年三井物産顧問弁護士で現にサイゴン弁護士会副会長であるジャクマール弁護士に日本人弁護を一任している。

弁護士選任の形式は、サイゴン弁護士会が軍事裁判所の要請により、その会員中から事件に応じ適当な弁護人を選任するもので、ジャクマールはこの統轄指導に当たっている。当司令部は適時弁護士に対して弁護資料を提供している。

外人弁護士は公正且熱心に弁護に当たっている。

0724 1215

通訳

軍事裁判における（手続及び公判）日本側の通訳は認められていない。

当初軍事裁判所の通訳の日本語能力は未熟で、充分被告人の意思を伝達できない憾があつたが、当司令部の再三の申出によつて逐次改善せられつつある。

五、逃亡兵捕獲工作

七月以来、殘留司令部内に搜索科を編成し、仏軍に協力して逃亡又は被擄致者の捕獲工作を行つており、漸次成果を挙げている。

十月上旬、工作隊が仏軍管理部ベツク大尉と同行して、メコン河下流地区に工作に行つたところ、才二師団司令部附嶋原中尉及び下士官二名は、同月十八日午後折柄洪水化したシヨドツク東南方地区で自動車に故障を生じ、この修理のため夜半に及ぶ頃、同地区特種團（和好教団）數百名の襲撃を受け、仏軍ベツク大尉と共に壮烈

なる戦死を遂げた。

仏当局はその努力と功績とに対し、近く斎藤中佐以下を現場に派遣し、死体を収容の上サイゴン仏人墓地に埋葬することに関して、特別の許可と便宜を供与した。

六、労務

当地においては労務と称すべきものはない。但し仏英軍側に自動車操縦手・無線傳受手・警戒兵等、常統的管外勤務員は十八名（捜索科を除く）を差出し、その他人数は一定しないが、常時若干の使役は、之を差出している。

七、キャンプ生活

キャンプの軍紀は概ね厳正に保持せられ、よく和衷協力している。人員の保健状況は概して良好である。

給養はキャンプのストック及び南部商會から購入する野菜を以て

し、雑費上支障なく、主食は糴米迄保持できる。その他一箇月（人当り糶米九十本（刑務所入所者にはこの中から差入れている）菓子（乾菓子）四八〇瓦を支給される。

被服はキャンプにも仏側にも在庫品極めて多く、現に着用中のも
のの衰損・刑務所蔵所者、捕役者に対する支給は困難につき、目下
仏軍側に代品を交渉中である。

自動車はキャンプ自体で保有しているもの、乗用車三・貨車四で、
何れも衰損甚だしく、重要部品はキャンプ・地方側・仏側何れも乏
しいのに、仏軍管理部主任者の多大の配慮によつて、最近相当量の
部品を斡旋入手し、頻繁に間断を利用して鋭意整備に努力中である。
自動車の整備は被服と共に最も支障を来している。

慰安・娯楽・勉学等もキャンプ内で工夫して実施している。

キャンプ内に小病院を有し、相当の手術も実施できる。薬物は目
下不足して居ない。

当地から内地向け一箇月一箇の薬費通償を許可せられ、十一月分

は先日仏軍に提出したから南方軍司令部に到着したら、内地向発送の御手配あり度く、希望して居る。内地からの通信は最も渴望しているので、内地から南方向けシンガポール寄港の船舶（日本船たる）と外国船たるとを問わずある毎に、通信を搭載するよう復員局等に連絡せられたい。尚内地からは萬国赤十字社を通じて通信できるとのことであるから、この点も内地に知らせる手段を講ぜられるようお願いする。

八、船運船の運送

船運船の運送方については、既に電報したところであるが、通数の内地エユースによれば、高雄はスマトラから五千人の日本人を乗せて船運した由、同艦にはまだ相当の収容力があるから、これをサンジャツタに寄港させたならば、高雄の船運可能者は全員を乗船させることができたであらう。

上述一の乗船待機者の外、病人、船疫者並に証人、言語人、殘留

司令部要員中の帰還希望者等を合せ、現在約四十名の帰還可能者がある。

尚裁判の進行により逐次帰還者も増加する筈につき、今後は収容力の大小を問わず、又日本船・外國船とると又病院船・普通船とに拘らず、日本國船舶は必ずサイゴン又はサンジャツクに寄港して、當地の帰還者に利用せしめられるよう連合軍側とも折衝の上、特に御尽力ありたい。尚申すまでもなく、その際は収容可能人員・日時・寄港地等を予め御連絡を御願いする。

以上極めて粗雑であるが、概況及び御願を申述べた。軍事裁判の進行については、今後逐次報告する。

昭和二十一年十一月十六日

南部印度支那殘留日本軍司令官 幸 道 大 佐

0729

1220

参考 南印度支那状況報告（昭和二十二年四月）

目次

一、	キャンプの移転	一
二、	キャンプ収容人員	一
三、	経理事項	二
四、	衛生事項	三
才二、	戦犯関係事項	四
一、	刑務所収容者の状況	四
二、	軍事裁判の概況	六
才三、	船投工作	八
一、	仏印に於ける逃亡者本人の現況	八
二、	船投工作実施の概況	九
三、	船投工作の概況	一〇

一、	養正船の國航について	一	頁
二、	取信について	二	頁
三、	被服の補給について	三	頁

0731

—123—

オ一 キャンプの状況

一、キャンプの移転

二月下旬仏邊局からキャンプの移転を命ぜられ、三月上旬移転を完了した。新キャンプはサイゴン南埠頭附近カンホイにあり、先に我軍が連合軍（米英）の俘虜を収容した所で、旧キャンプに較ぶれば、環境・施設等遙かに劣るが、地積広く且建物の収容力が大きいのと樹木多く風致と雅趣とに富むので、諸設備の改善補修等が完成すれば却て住心地のよいキャンプとなるだろう。

移転後、鋭意清掃補修に努力中であるが、諸材料の取得が意の如くならず、成果は充分でないが生活には概ね支障ない。

二、キャンプ収容人員

現在キャンプに収容中の総員は二七六名（朝鮮人・台湾人を除く）で、復員船の来着を待望しつつ寂寞乾燥を抑留生活に耐え、概ね志気旺盛である。

しかし抑留生活が長期化するに伴い、動もすれば志気沈滞し自暴

自棄又は神経衰弱症に陥り自律を失ひ道義を忘れ、徒に他人の二非を
批難するに急にして自己の反省を欠くもの等漸く萌し、寒心に堪え
ない事象必ずしも絶無でない状況に鑑み、仏当局に対し戦犯関係者
の迅速なる処理を更に要請し、内地帰還を促進すると共に、キャン
プ生活の明朗化を図るため、演芸会及各種競技会の開催・野菜栽培・
語学教育・読書（相違数の書籍を整備してある）等を極力奨励して
いる。

三、経理事項

／ 糧秣は既報の通り野菜以外は日本軍のストックを以て充当し、
主食の定量は四〇〇瓦で平業には支障なく、健康状態は一般に良
好と認める。しかし現在日本軍の主食保有量は辛うじて五月中旬
迄給養し得るに過ぎず、爾後は仏側から補給を受けねばならぬ状
況である。加うるに、情報によれば交趾支那の米收穫は治安不良
のため皆無に近く、一般民需を優先考慮する場合、今後果して従
前通りの定量を確保し得るや甚だ疑問である。生肉鮮魚の配給に

については、先に仏当局に要請していたところ、認可せられ近く補給実施となる見込みである。

煙草・乾菓子の補給定量は依然変化なく、円滑に交付されている。

2 キヤンプ収容者の大部分は刑務所からの釈放者であるから、被服は最低限度を保持するに過ぎず、且日本軍の在庫品が皆無であるので、この補給に関し屢仏当局に要請したが、襪・手拭以外は未だ補給せられず、極力愛惜節用に勉めているが、最近衰損急に甚しく憂慮すべき状態にある。特に蚊帳・襦袢・軍袴（又は半袴）がひどい。

日用消耗品就中塵紙・石鹼・齒磨粉等は毎月補給せられ支障はない。

四、衛生事項

殘留者の栄養及健康状態は一般に概ね良好で、入院患者は總員の約一割程度である。特に悪質重患の者は少い。

チーホア刑務所収容者中からの入院患者は現在六名である。^{〇四}
齒科治療は一週一回仏軍病^院が担任している。

新キャンブ附近は安南貧民が多く、由来伝染病の源泉地と称された状況であるので、防疫については仏側の援助を得て萬全を期している。

衛生材料就中薬物は日本軍のストック量と仏側からの補給とによつて概ね支障はない。

才二 戦犯関係事項

一、刑務所収容者の状況

現在刑務所に収容中のものは総員二三〇名（内既決着六九名、未決者一六一名）で、健康状態概ね良好、特に憂慮すべき事象は認められない。

刑務所に対する補給衛生の系統は既報の通り、チーホア刑務所は殘留司令部、中央刑務所は仏当局が各これを担任している。

0735

~~1236~~

チーホア刑務所における給養については、とかく苦情多く、改善に努力しているが、中央刑務所の給養は良好で未だ不平をきいたことがない。

キャンプからの個人差入は、チーホア刑務所に対しては毎週定期的な一回、中央刑務所に対しては毎月数回（時機は仏軍から指定）実施している。その他キャンプから必要に応じ、書籍等をその都度差入れている。

四月一日調査による刑務所収容人員の細部は次の通りである。

中央刑務所

既決	軍人	四七、	市民	二、	計	四九
未決	軍人	一八、	市民	八、	計	二六

チーホア刑務所

既決	軍人	二〇、	市民	なし		
未決	軍人	一二六、	市民	九	計	一三五

備考

北部仏印關係憲兵隊員五二名は旧臘広東から内地へ帰還したが、東京巢鴨刑務所に抑留後、二月二十四日サイゴン着の船で送還され、目下チーホア刑務所に収容されている。尚四一名の戦犯容疑者も四月九日内地からサイゴンに到着する筈である。

二、軍事裁判の概況

既報後、死刑を執行せられたもの

海軍上等機関兵曹 伴野宗之助、

タラチエ事件の殺人罪として、一九四七年一月二十五日死刑執行せらる。

三、公判の状況

公判の進度は各種の事情があるとはいいながら、依然遅々たる現況（収監以来年余に垂とするが、一回の取調もない者さえある）であるので、過日キャンブに來訪した萬國赤十字社南方アジア代表エシュリマン氏に対しても側面から強力に促進し、戦犯に關係

のない殘留日本人を速かに帰還せしめられるよう陳情した。

既報後、公判の終了したもの

イ 南方軍才一憲兵隊サイゴン分隊の市川憲兵大尉以下四八名、
一九四七年二月十日から二月一四日の間

ロ 歩兵才二二六連隊の古川大尉以下二名、一九四七年二月一七

日

次回公判予定のもの

イ 四月二一日

藤原大佐以下八名

ロ 四月二八日

増田大佐

3 弁護人

仏人弁護人については既報と変化はない。

日本人弁護士招聘については既報の通り処置したが、今日まで
何等実施の模様なく、一同落胆している。

七

0738

~~1220~~

通 訳

手審及公判における通訳は既報の通り邦人鈴木穆氏及びカール氏が担当していたが、三月二四日鈴木氏は内地帰還した。日本語に堪能な同氏を失つたことは、我方にとり一大打撃であつた。

才三 帰 獲 工 作

一、仏印における逃亡日本人の現況
南部仏印においては、終戦直後越盟に投じた將校若くわ一部優秀下士官級は、昨年末頃から逐次越盟の動向に不満嫌忌の情を抱くに至り、逐次これと離れて或は高台教或は和好教等に転じようと企図した。しかしこの目的を達し得たものは極めて少数で、大半は越盟により離反企図未然に洞察せられ、暗殺又は監禁の状態に置かれるに至つた。能力低く素質不良な下士官級以下は、越盟の宣伝に迷わされその好餌に踊らされ、依然越盟の走狗として専ら彼等の遊撃戦

0739

1230

士として戦斗の具に供せられているか、又は健康を害し越盟から見捨てられ浮浪の徒と化し、仏官憲の眼をのがれつつ彷徨するの窮状にある。

以上南部仏印における逃亡日本人の現在数はもとより正確な数は把握できないが、諸情報から推定して概ね三〇〇名から二〇〇名の間と判定している。

北部仏印の逃亡日本人の現況については、昨年九月逃亡日本人の若干を以て、仏側の創意により、東京機関ハノイ本部・ハイフォン支部を設置し、販投工作を実施した際の諸調査による外、推定資料なく、或は四〇〇〇名といひ二〇〇〇名とも称せられている。

逃亡軍人の大部は越盟その他の匪団に投じ、相当活発な反仏抵抗に参画しているものと推定される。尚東京機関は北部が戦斗状態となるに及び、これを閉鎖して全員南部に移送せられ、目下キャンプにいる。

二、販投工作実施の概要

南部にかいては、優秀工作員を決死的に匪団に投入し、工作期間二週間乃至一箇月を与えて極力幹部級の日本人と接触せしめ、叛投乃至救出を企図している。

北部仏印に対しては、幸道司令官・齋藤參謀長連署で、齋藤中佐の直筆で認めた叛投勧告文を仏側の好意によつて写真版として約十五萬部を飛行機上から撒布したが、特記すべき成果は認められなかつた。

尚北部は仏安關係が極めて険悪で、南部に比べて更に多大の困難が予想せられる。

三、結 言

祖国日本の復興に対するマ司令部の幹旋と仏当局の道義的協力による仏印からの米・石炭の対日移出等に想を致すとき、逃亡日本人等を現況のままに放置するのは、殘留日本軍司令部の現存する限り、大乗的見地において看過できないことであると共に、終戦処理業務の重要な一要項であると思料する。離隊既に一星霜半、現地人化

し、一見日本人であることの判定漸く困難なるのみならず、日本人らしさを多分に失つた彼等の救出・販投は甚だ困難ではあるが、捜索科長以下各工作員及協力者一同となり、凡有善機錯節に堪えて初志の貫徹を期している。

幸い仏当局の過分の援助・協力を受け、一切の工作について捜索科長を信じ、従来格別の成^果がないにも拘らず、終始変らない態度を以て極東軍将星以下鞭撻激励を続けてくれることは、科長以下全員の最も感激しているところである。

才四 希望（意見）事項

一、復員船の廻航について

現在帰還し得る人員は僅少であるが、復員船の廻航が確定したならば、仏当局に対し多数の足止解除を促進できるから、既に再三依頼した通り、貴地発復員船があるときは必ず当地に廻航（寄港）させるように格別の御配慮を望む。

二、私信について

一二

昨年十一月から毎月一回の内地向私信を許可せられて実施中であるが、遺憾ながらまだ片通信で、返信を受領した者一人もなく、残留者一同斉しく家族に対し不安と寂寥とを感じている状況である。四月二日来訪した萬国赤十字社南方アジア代表エシユリマン氏に對しても、隘路打開について種々依頼したのであるが、貴軍においても適切な処置を講ぜられるより希望する。

三、被服の補給について

当方残留者の被服状況については、前述の通り憂慮すべき状態にあるばかりか、最近内地から送還せられる戦犯容疑者が増加し、これらに對する補給も考慮しなければならぬので、若し貴軍に保有あらばその幾分なりとも当方に割^割せられたく、伏して懇願する次第である。

（当地刑務所収容者はチャンギー収容者のように被服を支給されていない。又内地から送還せられた者は敷帳を携行していない）

0743

~~1234~~

め、その窮乏愈大である。——参考のため——

以上最近における南部印度支那残留日本人の状況について必要事項を摘記した。

終りに臨み閣下を始め総司令部各位の複雑至難なる終戦業務に日夜奮斗せられる御努力に対して深く感謝すると共に、愈御健康ならんことを衷心から祈念して止まない次才である。

皇紀二千六百七年四月十日

南部印度支那残留司令官 陸軍大佐 幸 道 貞 治

0744

~~1295~~

92

参考 南印度支那状況報告（昭和二十二年八月）

目次

一、	在キャンプ人員	一頁
二、	刑務所収容者の状況	一頁
三、	逃亡者の捕獲工作	二頁
四、	軍事裁判の概況	二頁
五、	復員船回航に関する希望	四頁

0745

~~1236~~

一月十二日朝嵐丸にて四十名帰還した後の当地の状況について左記の通り報告する。

本報告に記述してないものは、昨年十一月十六日付の状況報告と大差ないことを申添える。

一、在キャンプ人員

現在収容中のキャンプ人員は、総員二五〇名（台湾及朝鮮人を除く）である。残留司令官を核心とし戮力協心、よく索莫たる抑留生活に堪え一意残留任務完遂に邁進している。

二、刑務所収容者の状況

現在刑務所に収容中の者は総員一八九名で、一般に栄養は良好で、志気亦概ね旺盛である。

昨年十二月二十五日、邦人中村真男は、民探偵局で取調中縊死した。

0746

—1237—

一月初頭よりホア刑務所から移送以下憲兵四七名が釈放せられた
が、軍事裁判所として、ヤンプに抑留されている。

三、逃亡者の捜索工作

各種の障害を克服して努力しているが、その成果はこれに伴わな

四、軍事裁判の概況

死刑執行

一九四七年一月二日、主計少尉服部泰三・主計少尉田村貫治・
憲兵軍曹岩政文久の三名が刑を執行された。(罪名、クラチエ事
件、殺人)

二 公判の終了したもの(前回報告したものを除く)

イ 一九四六年十一月十八日、十九日

原 憲兵少佐以下二七名

0747

1238

四 一九四六年十二月二十三日

小林憲兵大尉以下七名

三 公判予定のもの

一九四七年二月十日

富田憲兵少佐以下サイゴン憲兵隊員四〇名

四 弁護人

日本人弁護人の出廷については、さきに總軍宛申請したが実現に至つてない。軍事裁判の進捗と共に、被告から日本人弁護人の要求切実なるものあり、旧臘仏当局の承認を得て、東京に出張した仏人将校に託し、吉田外相宛日本人弁護人約三名の派遣方を申請した。

五 通訳

仏当局に対する当方の懇請によつて、逐次改善せられた。予審及公判には邦人鈴木惣氏及ルビヤール氏が通訳を担当している。岡氏等は旧臘に電報で、裁判は円滑に進められている。

三

0748

—1243—

五、復員船運送に関する希望

復員船運送の希望者は長い拘留生活のため、少なからぬ者が所謂神経衰弱症に陥り、且つ、精神の安定を欠いている事実を否定出来ない。これを匡して志気を昂揚し軍紀を振作する要諦は、唯復員船便のみに存するものと思惟するものである。

通員の朝風丸運送については、昨年末から文字通り一喜一憂の過程を辿つたのであるが、兎に角一月十二日当地に廻航せしめられたと言ふ事實は、單に帰還者四〇名の無上の歡喜であつたばかりではなく、今回帰還できなかった残留者に対しても「船は必ず来る」との強い確信を抱かせ、志気昂揚上至大の感作を与えた。

軍事裁判所公判の進捗に伴い、帰還可能者も逐次増加を予想せられるので、特に二月中旬に復員船便のある時は、極力当地に廻航させる様格別の御配慮を願いたい。(帰還可能人員についてはその都度電報する)

0749

~~1230~~